

六期 坂和章平

一、大阪市は、昭和六〇年三月三十一日、「大阪駅前市街地改造事業誌」という、約四〇〇頁の立派な装丁の記念誌を完成させました。ところが奇妙なことに、この本は、この事業の担当部局である大阪都市整備局その他の部内者のみに配布され、一般に公開、宣伝されることはありませんでした。大阪駅前市街地改造事業というのは、大阪市が昭和三六年十一月に着手し、以来二二年の歳月をかけて完成した大阪駅前地区約六ヘクタールの市街地改造事業であり、駅前地区に雑然とはりついていた戦後のヤミ市あがりのバラック店舗をクリアランスして、現在の第一～第四ビルの姿に移しかえたものです。

これほどの大事業完成の記念としての出版物が、なぜ駅前ビルの入居者はもとより、研究者、都市計画家その他の層の入達に宣伝され配布されないのか、不可解としかいいようがありません。

二、ところで駅前第二ビルでは、昭和五九年七月、前代未聞の入居商店主達総勢百数十人による、御堂筋デモ(ソロバンデモ)が敢行されました。デモ隊が掲げたプラカードには次のように書かれてありました。

私達は第二ビルに吹く花(商店)です。

無計画に植えられたまま

水も養分も与えられていません

植えた人(大阪市)は知らん顔です

このままでは枯れてしまいます

私達に恵みの雨を！

大阪駅前第二ビル振興対策実行委員会

デモ決行の理由はこれを見ればすぐにわかります。要するに「大阪市は立派な法律をつくり、立派な器をつくり、繁栄する街になると説明して駅前第二ビルを分譲したが、見ると聞くとは大違い、ビル内は人通りも少なく、空店舗が四分の一を占め、シャッターが閉じられ、まるでゴーストタウンとなっている。そのような街の中で経営がうまくいく筈がない。市長はそのような街づくりをした責任をとれ」ということです。

三、このように世間にアピールされた駅前第二ビルの問題点は、都市計画家、研究者、弁護士のキャッチするところとなり、直ちに大阪市大の宮本憲一教授を中心として、大阪駅前再開発問題研究会が結成され、この問題に興味をもった私も積極的にこの中に入っていました。

そして私達の研究会は、昭和六〇年五月、この事業の秘部にメスを入れ、店舗の再配置の実施などを含めた「再々開発」の必要性を大胆に提起した「苦悩する都市再開発」と題する書物を出版し、関係者に大きな反響を呼びました。

大阪市の「事業誌」の完成は、日付は昭和六〇年三月三十一日となっているものの、これは予算上の措置によるものであり、実際は私達の「告発書」が出版されたのと時期を同じくしていたようです。

第二ビルの商店主達からはデモをかけられ、研究者グループから「告発」をうけた大阪市はさすがに、駅前事業の「大成功」を謳うのは憚られたようであり、そのため「事業誌」の大々的配布は中止となったものであります。

四、大阪弁護士会の公害対策委員会は、騒音、大気汚染、水質その他の深刻な公害問題についてきわ立った活動を展開してきましたが、現在、典型的な公害問題がうすれ、「環境問題一般」に問題意識が移ってきているため、一つの大きな曲がりかどに立っています。

すなわち、典型的公害問題による個人の権利救済の問題から、より視野を広げ、「快適な住まいと

は」、「あるべき街づくりとは」、「健全な都市となるためには」という問題意識に発展させなければなりません。

先日の近弁連大会で提唱された「居住基本権」もその一つに位置づけられると思います。

五、昭和五九年度の公害委員会の委員長、副委員長は、全員春秋会会員で占められていました。昭和六〇年度にはこれは修正されましたが、この事実は、無意識に公害問題の各分野のエキスパートを選べば、春秋会会員に行きあたるということであり、会員が公害委員会の中で果たしている役割が大きいということを端的に物語っています。

しかし過去、大きな役割を果たした公害「派」の弁護士も、曲がりかどの公害委員会をうまく発展させなければ、公害の時代は終わり、公害委員会は「斜陽」委員会に落ちぶれてしまうでしょう。

その意味において、曲がりかどの公害委員会の発展のため、会員が積極的に都市問題にも目を向け、再開発の法律問題、ビル建築の法律問題、街づくりの法律問題を研究し、これを公害、環境問題の中にとり込んでいく必要があると思います。

六、副会長選挙は各会派の政策を表看板とし、候補者の人間的魅カ―パーソナリティーを売り込みながら、闘われるものですが、私は、曲がりかどの公害委員会がよりよい方向に発展するためには、春秋会選出の副会長の登板は不可欠であり、ノックアウト―降板は絶対に許されないと考えます。